ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十八年二月二日

関東経済産業局長　鍛治　克彦

一　件名　房州瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十八年三月二日　午後二時から

三　場所　館山商工会議所中会議室（千葉県館山市八幡八二二番地）

四　事案の要旨

1　一般ガス供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）

2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び房州瓦斯株式会社（千葉県館山市館山二三六五番地）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すること。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すること。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「房州瓦斯株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十八年二月十七日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七七―五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「房州瓦斯株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十八年二月十七日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七七―五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

房州瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公　告

諸　事　項

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２７年（家）第７３３６号

福岡市南区塩原４丁目６―21―303

申立人　石塚　守子

本籍北九州市小倉北区城内１番、最後の住所福岡市東区西戸崎６丁目19番６号、死亡の場所福岡市中央区、死亡年月日平成27年５月14日、出生の場所福岡県遠賀郡香月町、出生年月日昭和24年８月５日、職業会社員

被相続人　亡　亀山　孝一

福岡市中央区大名２―10―29福岡ようきビル２階　福岡第一法律事務所

相続財産管理人　弁護士　星野　　圭

福岡家庭裁判所

平成２７年（家）第９２０２号

福岡市博多区博多駅前３丁目１番１号

申立人　株式会社西日本シティ銀行

本籍長崎県南島原市深江町丁5672番地、最後の住所北九州市八幡西区永犬丸東町１丁目12番10号、死亡の場所福岡県遠賀郡遠賀町、死亡年月日平成27年６月19日、出生の場所長崎県南高来郡深江村、出生年月日昭和４年12月24日、職業自営業

被相続人　亡　上田　静男

事務所　北九州市小倉北区田町14番28号　ロイヤービル３階住田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　住田　定夫

福岡家庭裁判所小倉支部

平成２７年（家）第３１９９号

熊本市中央区水前寺３丁目30番27号

申立人　有限会社Ｙ．Ｓ．Ｍ企画

本籍熊本県菊池市旭志小原453番地、最後の住所熊本市西区花園５丁目21番23号206、死亡の場所熊本県熊本市東区、死亡年月日平成27年３月推定22日から25日の間、出生の場所熊本県熊本市、出生年月日昭和39年５月12日、職業公務員

被相続人　亡　清水　幸伸

事務所　熊本市西区二本木３丁目１番28―403号

相続財産管理人　司法書士　稲本　信広

熊本家庭裁判所

平成２７年（家）第３４３１号

大分県別府市大字南立石1884番地の93

申立人　安部　秀子

本籍大分県佐伯市弥生大字尺間946番地８、最後の住所大分市金池南２丁目４番11―803号（リヴェール金池南）、死亡の場所大分県別府市、死亡年月日平成27年８月28日、出生の場所宮崎市、出生年月日昭和40年２月27日、職業無職

被相続人　亡　村井　宣予

大分市青葉台２丁目10番地の２

相続財産管理人　安藤　恭子

大分家庭裁判所

平成２７年（家）第４０４３号

鹿児島県阿久根市赤瀬川520―４

申立人　濵﨑　常昭

本籍鹿児島県阿久根市折口2440番口号地、最後の住所鹿児島県阿久根市折口2440番地、死亡の場所鹿児島県阿久根市、死亡年月日平成27年４月30日、出生の場所鹿児島県出水郡阿久根町、出生年月日昭和６年３月20日、職業無職

被相続人　亡　濵﨑タツ子

鹿児島県阿久根市脇本7995番地４

相続財産管理人　司法書士　税所　秀雄

鹿児島家庭裁判所川内支部

平成２７年（家）第１０３７号

栃木県足利市井草町2407番地１

申立人　足利小山信用金庫

本籍栃木県足利市井草町2393番地、最後の住所栃木県足利市井草町2390番地、死亡の場所栃木県足利市、死亡年月日平成15年１月15日、出生の場所朝鮮釜山弁天町、出生年月日大正２年12月５日、職業不明

被相続人　亡　篠崎　　米

事務所　栃木県足利市助戸３丁目４番地13　奥澤利夫法律事務所

相続財産管理人　弁護士　奥澤　利夫

宇都宮家庭裁判所足利支部